

令和3年度  
第1回 福島地方最低賃金審議会  
議 事 録

日 時：令和3年6月14日(月)  
10:00～10:30

場 所：3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、鈴木、長谷川、森谷、山野  
(労)伊東、塩澤、高橋、谷川、深谷  
(使)石井、石本、大内、金成、佐藤

## 1 開 会

(室 長) ただいまから、令和3年度第1回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、今年度から事務局を担当いたします賃金室長の川又と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も出席いただいております第50期福島地方最低賃金審議会委員の皆様のご任期につきましては、令和5年3月31日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事ですが、次第により進めさせていただきます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、会長及び会長代理の選出まで、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 2 局長挨拶

(室 長) では、初めに、本日の審議会開催に当りまして、福島労働局長よりご挨拶いたします。

(局 長) 3月31日付で着任いたしました福島労働局長の河西でございます。

審議会委員の皆様には、日頃から労働行政の運営に関しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、心から御礼申し上げます。

また、本日は、委員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらず、審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

皆様方には、第50期福島地方最低賃金審議会委員として、新しい体制でご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

さて、昨年度の福島県最低賃金につきましては、中央から目安額が示されないという異例な状況の中で、時間額800円のご答申を8月6日にいただき、10月2日に発効いたしました。

昨年同様、今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済を取り巻く状況は大変厳しいものがございますが、8日に開催された関係閣僚会議においては、職場内の最低賃金の引き上げに取り組む中小企業を支援するとうことで、「業務改善助成金」について、今後、要件緩和や助成額の上乗せなどを検討するということがとされました。また、コロナ禍において職探しをする人が月10万円の給付金を受けながら職業訓練を受けることができる「求職者支援制度」について、申し込みから2週間で訓練を受けられるようにするということが議論されたということでもあります。

福島労働局といたしましては、引き続き雇用にまつわる新しい支援制度が明確にされた際には、その周知と活用促進に努め、福島県で働く労働者の方、経営者の方々をしっかりと支援していきたいと考えております。

また、9日に開催された経済財政諮問会議においては、骨太の方針の議論が開始されたということで、菅総理からは「早期に経済を回復させるためには、賃上げにより所得を引き上げ、消費を

拡大するという経済の好循環を実現させる必要がある。」、「新型コロナウイルスによって広がった格差を是正するためにも、最低賃金について、早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引き上げに取り組む」というご発言があったと報道されております。福島県の最低賃金については、今年度における政府の方針や、中央最低賃金審議会の審議スケジュール等を見つつお諮りしたいと考えております。

最低賃金制度は、労働者のセーフティネットとして大変重要なものであり、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金審議会において、公労使で十分にご審議していただくことが重要であります。

事務局といたしましては、円滑な審議に向け、最大限の努力をさせていただくこととしております。委員の皆さまにおかれましては、最低賃金を取り巻く諸般の事情を総合的にご勘案いただき、充実したご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(室長) ありがとうございます。

### 3 審議会委員の紹介

(室長) 続きまして、事務局より審議会委員の皆さまを紹介させていただきます。

(補佐) 賃金室長補佐の大野木と申します。

私から、お手元の審議会委員名簿により委員の皆さまをご紹介させていただきます。

公益代表、熊沢透委員。

(熊沢委員) よろしく申し上げます。

(補佐) 鈴木和郎委員。

(鈴木委員) よろしく申し上げます。

(補佐) 長谷川珠子委員。

- (長谷川委員) 長谷川です。よろしくお願いします。
- (補 佐) 森谷吉博委員。
- (森谷委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 山野実委員。
- (山野委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 労働者代表、伊東洋子委員。
- (伊東委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 塩澤基委員。
- (塩澤委員) 塩澤です。よろしくお願いします。
- (補 佐) 高橋誉委員。
- (高橋委員) 高橋でございます。よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 谷川嘉成委員。
- (谷川委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 深谷浩明委員。
- (深谷委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 続きまして使用者代表、石井浩委員。
- (石井委員) 商工会議所の石井でございます。統計データの基でしっかりと審議していきたいと考えております。よろしくお願いします。
- (補 佐) 石本健委員。
- (石本委員) 石本でございます。よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 大内淳子委員。
- (大内委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 金成孝典委員。
- (金成委員) 中央会の金成でございます。よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 佐藤卓也委員。
- (佐藤委員) 佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- (補 佐) 次に事務局職員を紹介させていただきます。  
労働基準部長、松田明。

- ( 基準部長 ) 松田でございます。よろしくお願い申し上げます。
- ( 補 佐 ) 賃金指導官、長面川昌弘。
- ( 指 導 官 ) よろしく申し上げます。
- ( 補 佐 ) 以上です。
- ( 室 長 ) 議事に入る前に定足数の確認をさせていただきます。
- ( 補 佐 ) 本日は、15名の委員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

#### 4 議 事

##### ( 1 ) 会長及び会長代理の選出

- ( 室 長 ) それでは、会長及び会長代理の選出を行います。

会長及び会長代理につきましては、最低賃金法第24条の規定により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」ことになっております。

先ほどの公益委員の事前協議会議により、会長に鈴木和郎委員、会長代理に熊沢透委員を候補者とさせていただきました。

労使委員の皆様よろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

- ( 室 長 ) ありがとうございます。

ご承認いただきましたので、会長を鈴木委員、会長代理を熊沢委員をお願いいたします。

これからの議事進行につきましては、鈴木会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

- ( 会 長 ) 福島地方最低賃金審議会会長に選出されました鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、また蒸し暑い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度から2年間、第50期の最低賃金審議会委員ということですが、新任の委員の方もいらっしゃいます。丁寧に審議してまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

さて、昨年度福島県最低賃金審議会につきましては、中賃の目安が示されない中、真摯に議論を重ねた結果としまして、2円引き上げの時間額800円、令和2年10月2日発効となりました。

本年度も、コロナ禍の中で、またオリンピックも開催されるでしょうから、その中で非常に難しい議論を重ねていかなければならないだろうと覚悟しているところでございます。ぜひ歩み寄りをいただき、真摯な議論をいただきまして、福島県の賃金について明確な結果・結論を出していただければと思います。公益も円滑な審議に向けて努力してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。最終的には全会一致を目指してまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(2) 福島地方最低賃金審議会運営規程について

(会長) それでは、議事を進めます。

福島地方最低賃金審議会運営規程(案)の提案を事務局からお願いします。

(室長) 資料の2ページから4ページをご覧ください。

審議会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、従来からこの規程を定めています。

規程には、第2条・会議の招集、第4条・委員の欠席、第5条・会議の議事、第6条・会議の公開、第7条・議事録及び議事要旨、第8条・意見の提出等が盛り込まれております。

今回は4点の変更について提案させていただきます。

1点目は、第7条第1項についてですが、第7条第1項において、「会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し」と定めておりますが、現在、議事録と議事要旨の両方を作成しておりますので、「議事録又は議事要旨を」という部分の「又は」を「及び」に変更したいと思えます。

また、同じ第7条第1項において、「議事録には、会長及び会長の指名した委員2名が署名する」旨定めていますが、行政改革や新型コロナウイルスの感染防止の観点から、書面、押印、対面の手続きを見直す手続きの簡素化が求められておりますので、議事録への署名を廃止し、署名に係る記載を削除したいと思えます。

なお、署名を廃止した場合におきましても、議事録の内容を確認していただくことは必要となりますので、署名に係る記載を削除することとなった場合には、確認の方法についてもご議論いただきたいと思えます。

2点目は、第7条第2項において、書き出しの部分は「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。」となっておりますが、但し書きを読み進んでいくと、最後の部分になりますが、「会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。」としか書いておらず、会議の資料の扱いについては明確なものとなっております。今後、会議の資料についても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがあるような資料や個人・団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある資料については非公開とする必要も生じることが考えられますので、それをするために、議事録の後に「及び会議の資料」を加える変更を行いたいと思えます。

3点目は、第8条において、「会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度福島労働局長に送付する」と定めておりますが、答申書等に

議事録の写しを添付することは時間の問題から現在行っておらず、また、答申書は現在直接手渡しで行っているため、「送付する」を「提出する」に変更したいと思います。

4点目は、附則の付帯決議の2についてですが、第7条第2項の変更に合わせて、議事録の後に「及び会議の資料」を加える変更を行いたいと思います。

(会長) ただいま、説明がありました福島地方最低賃金審議会運営規程についてご意見ございませんか。

(なし)

(会長) では、特に意見がなければ変更することとしてよろしいでしょうか。

【 異議なしの声 】

(会長) それでは、提案のとおり変更することといたします。

只今、議事録への署名を廃止することとなりましたが、議事録の確認方法についてお諮りします。事務局案がありましたら説明・提案をお願いいたします。

(室長) 昨年度まで、作成した議事録につきましては、会長及び会長の指名した委員2名から署名をいただいております。2名の委員の方につきましては、第1回目の審議会において、労働者側、使用者側から1名ずつ推薦していただいたうえで議事録署名人の指名を行っていました。

今回、新たに議事録の確認をいただく2名につきましても同様に労働者側、使用者側から1名ずつ推薦していただいたうえで議事録の確認者をお選びいただけたらと考えております。

また、確認の方法につきましては、これまで同様に事務局が議事録を持参したうえでご確認いただく方法や議事録を電子メールで送らせていただきご確認いただく方法などが考えられますが、事務局としましては、議事録を電子メールの送付など確認者にとって都合の良い方法や利便性の高い方法によりご確認いただ



き、確認した旨の連絡をいただくという方法が適切と考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

(会長) ただいま、説明がありました議事録の確認方法についてご意見ございませんか。

(なし)

(会長) それでは議事録の確認方法について特に意見がないということですので、事務局の提案通りとさせていただきたいと思えます。

続きまして、議事録の確認者を決めたいと思えます。労働者側・使用者側から1名ずつ推薦をお願いいたします。

労働者側はいかがでしょうか。

(谷川委員) 谷川が行いたいと思えます。

(会長) 使用者側はいかがでしょうか。

(佐藤委員) 佐藤でお願いいたします。

(会長) それでは労働者側は谷川委員、使用者側は佐藤委員を議事録確認者としますので、よろしくをお願いいたします。

なお、議事録確認者が出席できなかった場合は、出席委員の中からその都度選出させていただきます。

(3) 福島地方最低賃金審議会専門部会の設置について

(会長) 次に、議事の(3)の福島地方最低賃金審議会専門部会の設置についてお諮りします。事務局から説明、提案をお願いいたします。

(室長) 最低賃金法第25条第1項において、「必要に応じ、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる」とされ、さらに第2項において、「最低賃金の改正決定の調査審議を求められた場合、専門部会を置かなければならない」とされています。

この場合、公示手続きなどで部会設置に相当の期間を要し、審議日程に支障を来すことになりかねませんので、本日の審議会において、最低賃金法第25条第1項に基づき事前に「専門部会を設置すること」について決議をお願いいたします。

(会長) ただいま、事務局より説明・提案がありました「福島地方最低賃金審議会専門部会の設置について」ご異議ございませんか。

【 異議なしの声 】

(会長) それでは、専門部会を設置することといたします。

(4) 配付資料の説明

(会長) 次に、本日の配付資料の説明を事務局よりお願いします。

(室長) それでは、本日お配りしている資料について説明いたします。

本日の配付資料につきまして、資料の下方中央のページ数で5ページから説明させていただきます。

5ページは、令和2年度の中央最低賃金審議会並びに福島地方最低賃金審議会等の開催状況です。

昨年の中最低賃金審議会では、7月22日に最低賃金改定に係る答申がありましたが、目安額は示されませんでした。

福島地方最低賃金審議会においては、7月13日・第2回審議会で県最低賃金の改正諮問、7月27日・第3回審議会で目安額の伝達を行い、8月6日・第4回審議会で改正答申が行われました。

福島県最低賃金に係る専門部会での金額審議は、7月30日(第2回専門部会)、8月3日(第3回専門部会)、8月4日(第4回専門部会)、8月5日(第5回専門部会)の4日間行われました。

6ページは、特定最低賃金専門部会の開催状況です。

5つある特定最低賃金のうち電子部品等製造業については第2回で、その他の4業種については第3回の専門部会で全会一致により結審しています。

なお、第1回の特定最低賃金専門部会は例年合同で開催しており、令和2年度も9月18日に5つの専門部会合同で開催しているところです。

7ページは、令和2年度における全国の地域別最低賃金の審議・決定状況です。

結審状況は、白丸は全会一致、黒丸は使側反対、黒三角は労側反対等で表示されています。

福島県は、A～Dの4ランクある目安額の区分のDランクで、令和元年度の金額798円が2円引き上げられて、時間額800円となっています。

結審状況は使側反対、2020年10月2日発効となっています。

全国加重平均は902円、最高額は、東京の1,013円、最低額は秋田外6県の792円で地域間格差は最大で221円、福島県の800円は全国第31位となっています。

8ページは、業務改善助成金の交付申請に係る福島県の令和2年度の決定状況です。

令和2年度における業務改善助成金の交付決定件数は9件で、交付確定金額は計11,918千円です。

9ページは、連合、日本経団連が発表している2021年春闘妥結状況（全国）の速報値をまとめたものです。取りまとめ時点で日本経団連については、賃金・500人未満と年間一時金は未発表となっております。

賃金の2段目、連合発表の中小共闘参加組合300人未満の5月10日現在の加重平均、回答妥結状況は、2,222組合、引上げ率1.77%、4,438円となっています。

10～11ページは、本年3月30日に連合福島様より提出がありました「2021年度最低賃金行政に関する要請書」の写しです。

12～13ページからは、5月17日に福島県労働組合総連合様から提出のなされた「最低賃金引き上げと中小企業、小規模事業者支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請」の写しです。

14～15ページは、現在までに県内各市町村議会より提出のあった、「令和3年度福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書」の提出者一覧です。59市町村議会のうち、34市町村議会から意見書が提出されています。

なお、16ページに福島市議会の意見書の写を添付しました。

17ページは、毎月勤労統計調査から見る福島県の賃金です。事業所規模5人以上の令和2年平均の所定内給与は、226,132円で対前年比、1.4%減になっています。

18ページは、福島県最低賃金決定状況の推移となっております。グラフは過去10年間のものです。

直前の3年間でみますと、引上げ率は、30年、3.21%、令和元年、3.37%、令和2年0.25%で、この3年間で6.95%、額にして52円引上げられています。

19ページから23ページまでは、本年3月30日に行われた「2021年度特定最低賃金5業種の「金額改正申し出」の意向表明書の写しです。

なお、特定最低賃金の改正申出書の提出は、7月16日（金）に行われる予定となっております。

最後に、資料の後ろに添付のリーフレットは、現行の福島県最低賃金に関する広報用チラシと令和3年度「業務改善助成金」のご案内です。

配付資料の説明は以上です。

(会 長) 只今の説明で質問等ございますか。

( な し )

## 5 その他

(会 長) 本日の議事は終了いたしました。

その他として、事務局から連絡等をお願いいたします。

(室 長) 従来から、審議会での審議事項以外で、審議会運営を円滑に進めるための事項及び日程の調整等は、別途協議してまいりました。

本年度も本審議会閉会后に、協議したいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

(会 長) ただいま、事務局より説明がありました協議について、例年どおりといたしますので、よろしくをお願いいたします。

その他、ご意見等があれば発言をお願いします。

( な し )

## 7 閉 会

(会 長) それでは、これにて審議会を閉会といたします。